

「食品ロス削減ボランティア活動推進事業」仕様書

1. 事業名

食品ロス削減ボランティア活動推進事業

2. 目的及び事業概要

食品ロスの発生要因は多様であり、事業者の取組だけではなく、消費者の一人ひとりの意識改革や行動変容が非常に重要である。そのため、大阪府では、令和3年度に、学校現場や家庭における食品ロスの学習ニーズの高まりを受け、「なんでやろう？食品ロス」カードゲームなどの教材ツール等を掲載したポータルサイトを作成し、学校での活用を推進している。

令和4年度には、それらのコンテンツを活用した消費者啓発を推進するため、「もったいないやん活動隊（以下、活動隊とする）」の養成講座を開講し、出前講座などの活動を実施できるボランティア人材を養成した。

今年度は、さらに府民により身近な場所での啓発を実施するため、市町村等と連携し、「なんでやろう？食品ロス」カードゲームなどの啓発ツールを活用した啓発イベントを開催し、活動隊とともに消費者啓発を推進することを目的とする。併せて、消費者啓発をより推進するために、令和4年度の開講内容等をもとに活動隊養成講座を開講する。

【もったいないやん活動隊の募集対象】

- ・ 大阪府内に在住又は在学若しくは在勤の方で満**18**歳以上の方（ただし、高校生を除く）
- ・ 自身が属する地域、学校及び職場などで食品ロス削減に取り組んでいる、又は今後取り組みたい方
- ・ 受講後、もったいないやん活動隊として登録し、食品ロス削減対策の推進を図るために消費者啓発などの活動を積極的に行っていただける方

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月**20**日（水）まで

4. 委託上限額

2,908,000円（税込） ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する事業は次の（1）及び（2）となる。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下、発注者）と十分に調整をすること。

（1）活動隊による府民啓発の場の創出

令和3年度作成した「なんでやろう？食品ロス」カードゲーム等の啓発ツールを活用した食品ロス削減に関する府民啓発イベントを開催し、活動隊が参加できるよう調整すること。また、活動隊や市町村などが啓発イベント実施の参考とするためのイベント開催の手順書を作成すること。

なお、イベントの開催については、以下の要件を満たすこと。

- ① 多様な開催方法を検討するため、規模や来場者が異なる開催方法をそれぞれ1回ずつ、合計3回開催すること。
 - （例）・イベントホールなどの会場をレンタルしたイベントの開催
 - ・市町村が実施する市民祭りや環境イベントと連携したイベントの開催
 - ・民間の商業施設（ショッピングモール、百貨店など）と連携したイベントの開催
- ② 開催時期については、食品ロス削減月間の**10**月を中心に**12**月末までに開催すること。
- ③ 啓発イベントの効果検証を実施し、とりまとめること。

(提案を求める内容)

- ・ 啓発イベントの具体的な実施方法について、本府が所有する啓発ツールの活用方法、当日の流れ、人員配置などを含めた実施計画を提案すること。
- ・ イベントの開催方法について、各開催場所の種別（イベント、商業施設、連携企業等）による分類により整理し、効果的と思われる啓発イベントをそれぞれ例示すること。
- ・ 啓発イベントで実施する効果検証方法について、内容、実施方法を提案すること。
（例）来場者への意識調査、イベント会場の食品ロス削減調査 など

(2) 活動隊運営事務局の運営

受託者は「もったいないやん活動隊運営事務局」として、活動隊員の人材管理・マネージメント及び人材の養成に関する以下の業務を行うものとする。

① 活動隊員の人材管理・マネージメント

- (ア) 年に1度は希望する活動隊員が活動できる場を用意できるよう、活動隊のPRを積極的に行い、活動の場を創出すること。
（活動の場の参考例）
学校等での出前講座、地域での食べきりレシピア教室、フードバンク団体でのボランティア活動など
- (イ) 事務局として活動隊員をイベントや養成講座に参加させる場合はイベント保険に加入すること。
- (ウ) 活動隊の活動を通じ、活動隊員自身の意識や行動がどのように変化したのかアンケートを実施し、とりまとめること。

② 活動隊員の養成

令和4年度の開講内容（別添1参照）を元に、食品ロス削減に関する座学講習3回、体験実習1回の計4回の講座を開講すること。

【参考】令和4年度もったいないやん活動隊隊員募集ウェブページ

(URL: <https://www.osaka-foodlosszero.jp/katsudotai/top.html>)

- (ア) 受講者の募集
 - ・ 養成講座の受講者を募集するためのチラシやホームページを作成し、サークル活動などを通じて食品ロス削減活動やボランティア活動を実施している大学生を中心に、幅広い年代を対象に募集すること。
 - ・ 募集人数は定員を20名とし、各講座の受講者数は、少なくとも10名以上が受講するよう、講座日程や事前告知に配慮すること。
- (イ) 活動隊養成講座の開講
 - ・ 養成講座では、養成テキストを利用し、受注者が講師となって実施することを基本とするが、必要に応じて食品ロス削減に寄与する活動企業や団体など、外部講師を招くこと。
 - ・ 養成講座の内容については令和4年度の開講内容を元にし、時点修正やより活動隊に適した内容となるように改良すること。
 - ・ 円滑な講座開講のため、司会・進行者、受付・会場設営者、記録者（写真撮影、筆記記録）など作業員を確保すること。なお、必要に応じてパワーポイント資料が投影できるよう機材を準備し、設営すること。
 - ・ 講座の説明内容を含めた当日の様子は、後日府のユーチューブなどの動画配信ツールに掲載するため、ビデオカメラ等で録画・編集し、各講座後に府へ納品すること。
 - ・ 養成講座の開講にあたり、万一の事故に備えて受講生分のイベント保険に加入すること。
- (ウ) 養成講座に関するテキスト等について
 - ・ 令和4年度に作成した養成テキスト（別添2参照）を基本としつつ、食品ロスの発生状況や事業者の事例など、最新の状態に改定し、初回講座までに府に納品すること。
 - ・ 食品ロス削減カードゲームの作成・印刷

令和3年度に府が作成した食品ロス削減カードゲームについて、(イ)の養成講座で用いることとし、当該講座までに、受講者20名に対し5セットずつ印刷すること。なお、仕様については、令和3年度に作成した以下の内容で作成・印刷し、納品すること。

【仕様】

- ・ 用紙：コートカード紙 265kg
- ・ 仕上がりサイズ：W63mm×H89mm
- ・ カラー：両面フルカラー印刷（デジタル印刷）
- ・ 加工：四隅角丸 R3mm

【参考】ポータルサイト 食品ロス削減カードゲーム

(URL：<https://www.osaka-foodlosszero.jp/game/index.html>)

(提案を求める内容)

- ・ 活動隊の人材管理について、管理体制、緊急時・危機管理対応等について提案すること。また、今後の活動隊の自主的な取組みを促すために、活動隊に実施するアンケート調査の内容を提示すること。
- ・ 環境・食品ロス削減に取り組む大学サークルに参加する若年層を中心に提案者のネットワークを用いて、広い年代かつ関係主体に受講者を募集する対象と手法について、具体的に提案すること
- ・ 養成講座の実施計画案（日程、場所、各講座の概要）を具体的に提案すること
- ・ 養成講座やテキストの内容について、発注者が示す開講内容（別添1参照）及びテキスト内容（別添2参照）をもとに改良すべき点について具体的に提案すること

(3) 業務進行予定の策定及び進行管理

上記(1)(2)にかかる業務について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

(提案を求める内容)

- ・ 事業全体のスケジュール及び上記(1)(2)の業務ごとのスケジュールについて表形式で提案すること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等については、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している業務に係る期間については遵守すること。

日時	事業内容
令和5年6月中旬	事業開始
令和5年7月中旬	養成テキスト及び養成講座内容の構成決定 啓発イベントの開催の調整
令和5年8月中旬	受講者の募集、外部講師との調整、カードゲームの印刷
令和5年9月上旬～ 令和6年2月下旬	養成講座の開講（計4回） 啓発イベントの開催（計3回、12月まで）
令和6年3月20日まで	成果物納品、事業終了

6. 事業全体に係る留意点

(1) 経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・ 本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・ 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・ 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 受講者の連絡先などの業務の履行に当たり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

7. 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

受注者は、事業終了後、5. 事業内容及び提案を求める事項、6. 事業全体に係る留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和 6 年 3 月 20 日までに発注者に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

(1) 紙媒体

- ・ 事業完了報告書（正副 1 部ずつ）

(2) 電子媒体（CD-R 等 1 枚）

- ・ 事業完了報告書（啓発イベント・養成講座）
- ・ 啓発イベントの開催手順書
- ・ 養成テキスト
- ・ 養成講座の写真及び動画等
- ・ 受講者の連絡先等の名簿

(3) その他発注者が指示するもの

8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。

(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。

(3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の

行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。

(4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。

9. 実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。（報告様式自由）
- ・ 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

10. 委託事業の運営

- ・ 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11. その他

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・ 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・ 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・ 印刷物については、原則、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenschotatsu.html>)
- ・ 本事業の実施にあたり、国や市町村の施策等との連携を検討するほか、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。